

北医療生協西区居宅介護事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 北医療生活協同組合が開設する北医療生協西区居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行う。

- 1) 事業の実施に当っては、利用者の心身の状況やその環境等に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当っては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のないよう公正中立に行う。
- (3) 事業の実施に当っては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 北医療生協西区居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 名古屋市西区城西三丁目 15 番 32 号 西区くらしのセンター 2 階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤職員、他事業所と兼務） 管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申し込みに掛かる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を順守させるため必要な指揮命令を行う。
介護支援専門員 2 名以上 介護支援専門員は、居宅介護支援及び介護予防支援の提供に当たる。

(営業日と営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 午前 9 時より午後 5 時
- ただし、国民の祝日、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）は休業日とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の

利用料の額は介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- (2) 使用する課題分析の種類 居宅サービスガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所、利用者宅、サービス事業所等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録 1か月に1回

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は、名古屋市西区・中区・北区の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(身体的拘束廃止について)

第9条 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束、制限はおこないません。身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所は利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(虐待の防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の発生または、その再発防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を事業所に従事する者に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所に従事する者に対し、虐待防止のための研修を年1回以上実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を管理者が責任者として担当し、適切に実施する。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する物）による虐待を受けたと思われる利用者家族を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(その他運営について留意事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は北医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規定は平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は平成 16 年 12 月 15 日に一部変更した。

この規定は平成 21 年 5 月 1 日に一部変更した。

この規定は平成 29 年 4 月 1 日に一部変更した。

この規定は令和 4 年 4 月 1 日に一部追加した。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日に一部変更した。

この規定は、令和 8 年 4 月 1 日に一部変更した。